秋田県公安委員会告示第69号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第９条第１項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から３年間とする。

令和６年７月２日

秋田県公安委員会委員長　遠藤　優子

通知番号	申請者・製造業者	種 類	型　式　名	検定番号
98	株式会社メーシー 代表取締役　湯澤　哲 東京都江東区有明三丁目７番26号 有明フロンティアビルA棟	ぱちんこ	ＰメイドインアビスＭＲ	第3P1657号
99	セブンリーグ株式会社 代表取締役　白石　顕大 岡山県岡山市南区福富東二丁目20番６号	回胴式	Ｓハイパーラッシュ Ｓ ＬＣ８	第430212号